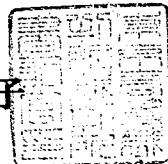


これは謄本である。

令和3年12月8日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判所書記官 中嶋智子



DII8

- S - 2nd

令和3年(く)第729号

決 定

20211210 郵送受

申立人 今井 豊

上記の者からなされた寺田泰成を被疑者とする付審判請求について、令和3年10月7日前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対し、抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

1 本件抗告の趣意は、申立人作成の「抗告申立書兼趣意書DII8」と題する書面に記載されたとおりであり、論旨は、要するに、本件付審判請求を棄却した原決定は判断を誤っているから、これを取り消した上、裁判所の審判に付する旨の決定を求める、というものと解される。

2 本件付審判請求にかかる被疑事実の要旨は、前橋地方検察庁の検察官である被疑者は、申立人が令和2年6月29日付けで告訴した、住居侵入、脅迫被疑事件及び犯人隠避、公務員職権濫用、脅迫被疑事件の捜査を行っていたが、同年7月31日、起訴の権限を故意に行使せず、上記各被疑事件を不起訴処分に付すとともに、申立人に対し、その処分通知書を郵送して受領させ、申立人による告訴権の行使を妨害し、もってその職権を濫用して申立人の権利の行使を妨害するなどした、というものである。

原決定は、公務員職権濫用罪が成立するためには、法令上保護されるべき権利の具体的行使が妨げられることが必要であり、不起訴の決定が告訴人に及ぼす影響等は、事実上の反射的な利益・不利益であって、ここにいう権利に当たらず、同罪が成立しないことは明らかであるとした上で、さらに、一件記録によれば、被疑者による不起訴処分及びそれに続く処分通知書の送付は、いずれも正当な職権行使であることが明らかに認められ

るから、被疑者の行為は罪とならないとして本件付審判請求を棄却したものであり、その判断に不合理な点はない。

所論は、被疑者の行為は罪とならないとした原決定には理由がなく、事実誤認であり、合理性もないなどと種々主張するが、いずれも原決定の結論を揺るがすものとはいえない。

論旨は理由がない。

3 よって、刑訴法426条1項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年12月8日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 近 藤 宏



裁判官 足 立 勉



裁判官 三 上 孝

